

砥 部 町 長 佐 川 秀 紀 様  
砥 部 町 議 会 議 長 松 崎 浩 司 様  
砥部町教育委員会教育長 武 智 省 三 様

砥 部 町 監 査 委 員 影 浦 浩 二  
砥 部 町 監 査 委 員 中 島 博 志

## 平成 29 年度 定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

### 1 監査の種類 定期監査

### 2 監査の実施期間 平成 30 年 1 月 25 日から平成 30 年 3 月 30 日まで

### 3 監査の対象 平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査を行った。

### 4 監査の目的及び着眼点 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

### 5 監査の方法 平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日）における事務執行について、補助職員をもって事前に関係書類等の準備調査を執行させ、本監査においては、提出された監査調書及び資料に基づき監査を行った。また、必要に応じて補足資料の提出及び説明を求めた。

### 6 監査の結果 次のとおりである。

(1) 総務課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、補助金等交付事務、準公金等の取扱い事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(2) 企画財政課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、土地・建物の貸付事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 地域振興課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、工事請負事務、指定管理者制度導入事務、補助金等交付事務、つり銭保管管理事務、準公金等の取扱い事務、土地・建物の貸付事務、土地・建物の借入事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(4) 戸籍税務課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、つり銭保管管理事務、収入事務、支出事務及び不納欠損処理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(5) 保険健康課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、補助金等交付事務、つり銭保管管理事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(6) 介護福祉課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、補助金等交付事務、準公金等の取扱い事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(7) 子育て支援課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、補助金等交付事務、土地・建物の借入事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(8) 建設課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、工事請負事務、補助金等交付事務、土地・建物の貸付事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(9) 農林課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、補助金等交付事務、準公金等の取

扱い事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(10) 生活環境課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、工事請負事務、補助金等交付事務、つり銭保管管理事務、土地・建物の借入事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

経営に係る事業の管理として、水道事業会計及び公共下水道会計に係る事業収支、経営成績及び事業計画の進捗状況について、例月現金出納検査の結果と一体的に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(11) 国体推進課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、補助金等交付事務、準公金等の取扱い事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(12) 広田支所【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、つり銭保管管理事務、土地・建物の借入事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(13) 会計課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

また、歳入現金及び各種基金の運用事務について、その運用に異例なものがないか例月現金出納検査の結果と一体的に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(14) 議会事務局【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(15) 学校教育課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、工事請負事務、補助金等交付事務、土地・建物の借入事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(16) 社会教育課【指摘事項なし】

財務に係る事務の執行として、契約事務、指定管理者制度導入事務、補助金等交付事務、つり銭保管管理事務、準公金等の取扱い事務、行政財産の目的外使用許可事務、収入事務及び支出事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

## 7 意見・要望

### (1) 内部統制制度について

平成 29 年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市においては、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられ、その他の市町村については努力義務とされている。近年、地方公共団体では、行政サービスを支える制度の複雑化や広範な事務処理、職員一人あたりの業務負担の増加により、その事務処理の適正さが求められる一方、不適正な事務処理のリスクが拡大する傾向にある。事務処理の適正さが一層求められる中、努力義務とはいえ本町においても、今後、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、事務を適正に処理するための内部統制制度の充実が求められることは確かである。

今回の定期監査では、内部統制に関する調書により、まずはその意識を促したところであるが、今後、全庁的にそれぞれの分掌事務等につき、内部統制制度の充実に取り組まれることを期待したい。

### (2) 契約事務について

随意契約のうち企画財政課長への合議が必要とされないものについては、各課によってその処理方法が多様である。特命随意契約においては、砥部町随意契約ガイドラインに規定されるとおり、その理由を付し決裁を受けなければならないが、予定価格によっては、企画財政課長への合議によらず、担当課長の決裁により契約事務が執行されることとなる。そのため各課においては、随意契約に関する具体的な運用指針である随意契約ガイドラインを十分に理解したうえで、適正な契約事務の執行に当たられたい。

また、企画財政課長におかれては、各課の契約事務に関する指導に引き続き当たられたい。

### (3) 行政財産の目的外使用許可事務について

使用料については、砥部町行政財産の目的外使用料条例に基づき、各課において事務処理されていることが確認された。受益者の応益的な負担の明確化を図るため、全庁的に受益と負担の適正化や慣例的に減免となっていないかなど、適正な事務執行はもとより、行政財産本来の用途や目的を妨げない範囲で、引き続きその有効活用に努められたい。

### (4) つり銭保管管理事務について

終業時の現金の照合に当たり、出納簿記帳者と照合者が同一の者となることのないよう、引き続き厳正な事務の執行に努められたい。